

# 南山大学社会倫理研究所

## 2005年度第2回懇話会 ■講師 君島 東彦先生■

### 講演の概要

2005年5月21日(土)、南山大学名古屋キャンパスL棟9階会議室にて開催された社会倫理研究所2005年度第2回懇話会において、立命館大学教授・君島東彦先生による「人道的危機への非暴力的介入—日本国憲法とNGO—」と題する講演が行われた。まず、憲法論=正義論のバックグラウンド(あるいはパラレルなもの)としての地球的正義論の必要性が説かれ、その上で、日本国憲法の平和主義が検討される。前文と9条はセットで見られるべきであり、前文の第2段落からは、公正な国際社会や公正な世界秩序をつくっていくことに「日本の人びと(Japanese people)」が努力する、という地球的正義論が読み取れる。さらに前文の主語がgovernmentではなくpeopleであることの中にpeopleの主体性の重要性を読み取れば、そうした主体性実現のルートとしてNGOを位置づける。また、ヨハン・ガルトウングの暴力の分類に従えば、日本国憲法は、9条において直接的暴力の克服を、前文において構造的暴力の克服を目指しており、その理念は、構造的暴力をも射程に入れた「非暴力平和主義」と呼ばれるべきであることになる。そして、人道的介入をめぐる2001年12月に「介入と国家主権に関する国際委員会」から出された報告書"The Responsibility to Protect"(保護責任)では、国家が自国の住民の生命を保護できなくなったら国際社会が介入しなければならない、と述べられている。保護する責任には、(1)予防責任、(2)対応責任、(3)再建責任という3つの側面があると言われる。このうち、保護責任を果たせなくなる破綻国家が生まれるような国際秩序をどうするのかこそが根源的な問題であり、それゆえ、予防責任を本気でやる気になっているかどうかの問題である。そして、目下のところ、予防責任を果たすという側面では、国際平和旅団(PBI)や非暴力平和隊といった非暴力的介入を実践するNGOの活動が重要な役割を果たしているのが現状である。(文責 | 奥田)

\*以下のコンテンツは、懇話会で録音したものを活字化し、講演者本人の校正をへて作成されたものです。無断の転用・転載はお断りいたします。引用、言及等の際には当サイトを典拠として明示下さるようお願いいたします。

## 人道的危機への非暴力的介入—日本国憲法とNGO—

## もくじ

マルチチュード | 憲法、正義論、国際関係 | 日本国憲法前文と9条 | 平和学から日本国憲法を捉える  
| 人道的介入、保護責任、予防責任 |

立命館大学国際関係学部の君島と申します。どうぞよろしく願いいたします。シーゲル先生とあるところで出会って、『9.11事件以降の世界における公平と平和を求めて——日本とオーストラリアのためのオルターナティブを構想して——』という南山大学とオーストラリアの大学とのプロジェクトを紹介していただきました。そして、一度しゃべれということで、きょうお話しさせていただくことになりました。光栄に思います。

寺島さんも巻き込んでしまいましたが、寺島さんと私は考え方にかなり近いところがありますので、寺島さんの話に関連づけて私の考えていることを少し申し上げたいと思います。

レジュメをつくる時間がなくて、ここ1年くらいの中に私が書いた論文を幾つか束ねてありますので、それをご覧ください。それともう1つ、『平和・人権・NGO』という本が1年くらい前に新評論という出版社から出たのですが、その中の第1章「平和をつくる主体としてのNGO」を私が書いております。その部分の抜き刷りをお配りしました。これらの拙稿を読んでいただくと、私の考えていることはだいたいわかっただけだと思います。きょうはこれらとあまり重複しないように、いま私が考えていることをお話しします。みなさんのご意見をうかがえたら幸いです。

### マルチチュード

まず前置きですが、寺島さんの報告の中で出てきた論点の1つに、「マルチチュード」というものがあります。これについては私もずっと考えています。ネグリは「世界を変革する主体はマルチチュードだ」という言い方をしている。これは何なのかということがずっと議論になっていると思います。われわれにとっては聞き慣れない言葉ですが、イタリアのアナキズムの研究者に言わせると、イタリア人はずっと使ってきたと言います。

みなさん網野善彦をご存じだと思います。日本中世史を専門とする歴史学者、網野善彦がこだわった言葉は「百姓」です。彼は民衆と言わずに「百姓」という言い方にこだわりました。百の姓、いろいろな人という意味です。日本で姓がないのは天皇家だけです。百姓というのは決して農民という意味ではない。私は、網野善彦が百姓と言ったものがマルチチュードだと思います。人民とか民衆と言うと、すべての差異が消えてしまって、のっぺりしてくる。百姓とはいろいろな違う民衆なのです。ネグリは人民とか労

働者階級という言い方をしないで、マルチチュードと言うわけです。たぶん違いが重要で、それが主体なのだと言いたいのだと思います。最近、網野善彦を読んで、あの人が百姓という言い方にこだわったこととネグリのマルチチュードはつながるのではないかと思いました。

## ■ 憲法、正義論、国際関係

それはさておき、私は立命館大学国際関係学部で憲法の講義を担当しております。わたし自身は、大学院法学研究科で憲法を専攻しました。日本国憲法を勉強していると、平和主義の問題を考えざるをえません。平和主義の問題を考えていくうちに、だんだん自分の関心が広がっていったというか、重点が移動してきたという感じで、いまでは平和学もかなり勉強しております。日本国憲法の平和主義の影響が大きいいため、日本では平和問題というとすぐに憲法問題になってしまいますが、憲法問題は平和問題のほんの一部です。日本国憲法の平和主義を本当に実現しようとするならば、憲法学だけではすみません。平和学、国際政治学、国際関係論などの領域に踏み込まずに日本国憲法の平和主義を活かすことはできないと思います。私は大学院国際関係研究科でゼミを持っていますが、大学院のわたしのゼミに所属している院生はみな平和学のテーマを研究しています。

日本国憲法の平和主義を活かすことを考えていくうちに、私はNGO活動に出会いました。憲法の平和主義から始まって、平和学、それにNGOの理論と実践へと関心と活動が広がってきたのが、過去10年くらいの私の経験です。学会でいえば、日本平和学会に行くことが多いですし、いま私はNGO活動に深く関わっています。ですから、憲法学、平和学、NGO研究が私の専門なのです。

ご存じのとおり、憲法は大きく分けると人権保障の部分と政府の組織の部分の2つの部分からできていますから、憲法論とは人権論プラス統治機構論です。でも同時に、憲法論は正義論だというのが最近の私の意見です。日本国憲法9条に、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という表現が出てきますが、もっと広い意味で、憲法は正義論だと思います。

正義論というと誰でも連想するのが、20世紀後半を代表する成果、ジョン・ロールズの『正義論』です。ジョン・ロールズの『正義論』は右からも左からも批判されていますが、私はやはり相当な成果だと最近痛感しています。あれは半分以上が憲法論です。日本の憲法研究者でも『ロールズの憲法哲学』という本を出している人がいますが、それは当然で、『正義論』をよく読んでいくと、あれはまさに憲法論なのです。例えば、ロールズは「格差原理」ということを言います。社会権を基礎づけるような、社会の中でもっとも恵まれない人たちのための政治的配置を必要とするという『正義論』は、まさに社会権論です。アメリカ憲法には社会権がありませんから、ロールズの「格差原理」は余計に重要です。

憲法は基本的に主権国家の単位でできますから、正義論を語るときには主権国家の中

の正義論を議論するわけです。しかし同時に、地球的正義論が必要だと思えます。伝統的な国際政治学の考え方でいえば、国際関係をつかさどるものはリアリズムの勢力均衡論（バランス・オブ・パワー）ですから、国際社会においては正義論の側面は非常に希薄になります。むしろ、国際関係に正義など持ち込まないのがリアリズムの知恵だった。

きょうの資料に「国際社会における正義と憲法」という私の論文があります（『私たちの21世紀』39号、アジア女性資料センター、2004年、72-76頁）。その中でアメリカのソ連大使で冷戦の立て役者だったジョージ・ケナンの文章を引用していますが、E. H. カーやジョージ・ケナンなどは、国際関係に倫理や正義を持ち込むことを批判したわけです。1920年代の国際関係にはまだ理想主義の要素が強くて、その時代の国際法は面白いですが、第二次大戦後はリアリズムが基調になります。ジョージ・ケナンの発想がそうですが、法律家的、道徳家的な発想はやめよというのが国際関係論の基調になります。ですから、正義論的な要素はあまりなかったわけです。国際関係は極力、没価値的に考える。価値を持ち込んではいけないという考え方でした。

しかし、いまや国際関係論の世界でも地球的正義論（グローバル・ジャスティス）の議論が盛んになっています。冷戦というのはイデオロギーの対立でしたから、そこに価値の要素が入ってはいました。それはおいておくとしても、以前は国際関係を語るときにあまり正義論という議論はしなかったと思います。私は、1990年代以降、国際関係における倫理的側面や正義論の側面の新たな展開を顕著に感じます。地球的正義とは何なのかという議論が、哲学の世界でも国際政治学の世界でもなされています。私はこの傾向を歓迎します。地球的正義論は必要だと思えます。憲法論は正義論ですが、そのバックグラウンドとして、あるいはそれと平行なものとして、地球的正義論を考えないわけにはいかないと思っています。それと日本国憲法の正義論との関係を考えるということになります。

いま日本国憲法改正論が非常に盛んです。いまの憲法改正論の中では「国のかたち」論というのがやはり言葉です。「国のかたち」という言い方は司馬遼太郎に由来しますが、ある憲法学者が「憲法は国のかたちだ」と言いました。私は、「国のかたち」論を議論する前に、「地球社会のかたち」論がなければいけないと思っています。「地球社会のかたち」論ぬきで、「国のかたち」論は議論できないだろうというのが、私の意見です。日本国憲法の正義論を議論するに当たって、地球的正義論が必要です。

## ■ 日本国憲法前文と9条

きょうは前文と9条の条文をお配りしましたので、それをご覧ください。日本国憲法の平和主義と言ったときに、9条にまず目が行きますが、9条だけを孤立して取り出してもきちんとした理解にはなりません。前文と9条をセットで見る必要があります。それは憲法の制定過程から言ってもそうです。起草過程でいろいろなバージョンができましたが、ある時期には9条の内容は前文に入っていました。前文では駄目だ、やっぱり独

立させなければいけないと言って、1条になったこともあります。マッカーサー草案では8条になりました。ですから、位置づけからしても、最初から9条と前文の内容はセットで考えられていたわけで、最終的に前文から独立して9条という形になった。

憲法学で言うと、前文は裁判で使えるかどうかという議論があります。意見は完全に分かれます。前文は理念を語ったところであって、裁判官を拘束しないという議論があります。条文になれば基本的に裁判官を拘束します。前文に書いてあることは理念であって、参考にはするが具体的な裁判の基準にはならないという考え方があり、いやなるのだという考え方があり、それが争っている状態です。前文から独立して9条になったということは、法規範の規範性が高まったとすることができます。条文になったということは、単なる理念ではなく、まさに裁判官がこれに拘束されるということです。

逆に、9条は条文ではあるけれども法規範性、法規範としての拘束力は弱いと考えるのが伊藤正己氏です。東大法学部教授から最高裁の裁判官をなさった伊藤正己氏は、9条は政治規範であって法規範ではないと言います。9条が法規範でないとする、それは裁判官を拘束せず、9条は裁判で使えないということになります。

そういう問題もありますが、ここではそれは横において、前文と9条をセットで見ましょう。一番大事なのは、前文の第2段落以下です。

(2)日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと務めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

(3)われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

(4)日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

私は、ここからいろいろなことが読み取れると思います。ここの部分を比較的早い時期に的確に読んだのは、丸山眞男です。丸山の「憲法第九条をめぐる若干の考察」という論文があります。これは最初に月刊誌『世界』（岩波書店）1965年6月号に掲載されたもので、『後衛の位置から』という未来社の本に入っていて、もちろん岩波から出た著作集に入っていますが、ある研究会での報告をまとめたものです。あの中ではっきり言っています。

憲法の前文の考え方は全然スタティックではなくて、第2段落の「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと務めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」というところからして、極めてダイナミックなものであって、日本がそういう努力をすることによって安全が保障されるのだ。決して受け身でもないし、他国依存でもないのだと。丸山はその論文では「努力をする主体」として政府と市民の区別をしていません。丸山の論文では、努力をする主体は政府だと読めます。私は憲法前文から日本の市民の行動を読みたいと思います。いずれにしても、専制と隷従、圧迫と偏狭をなくす国際社会をつくっていくために努力すると言っている。そこに日本の安全があるというのが丸山の言い方でした。

私はそのとおりだと思います。ここで言っているのは、公正な国際社会、あるいは公正な世界秩序をつくっていくことに日本の政府も市民も努力するという趣旨だと思います。私は、前文の第2段落の中には明らかに一定の世界秩序観、国際社会観があると思います。正義にかなった公正な世界秩序、国際社会を目指し、その国際社会の基礎として、全世界のpeopleが平和のうちに生存する権利がある。これを中核として、それを実現するような公正な世界秩序、国際社会を目指している。それに対して、Japanese peopleは自分自身で、あるいはガバメントを通じて努力するということになると思います。それがはっきり読み取れると思います。憲法学者は「国際協調主義」という言い方をしますが、そのとおり、日本国憲法の立場は国際主義です。そして日本国憲法前文には地球的正義論が含まれていると思います。

憲法前文のもう1つのポイントは、国家や政府ではなくてpeopleが主語だということです。ガバメントはpeopleの信託だと言っています。前文から読み取れるのは、peopleの主体性です。日本国憲法は、主権についても人権についても、peopleという言葉全部「国民」と訳しましたが、これは誤訳です。ここで言っているpeopleというのは、国籍があるかないかという問題とは別の概念です。Peopleを何と訳すかは難しいと思います。「人民」と訳すと、人民という日本語のイメージ、先入観に影響されてしまいます。私は場合によっては「人々」と訳したりします。花崎皋平さんという北大を途中で辞めた在野の哲学者がいますが、あの人はカタカナで「ピープル」と書いています。カタカナで書くのもまた何か変ですが、「ピープル」と彼は言います。いずれにしても、peopleの主体性を実現するときのルートとしてNGOが出てきます。もちろん、peopleが主権者として、政府、国家をコントロールするという側面も当然あります。ですから、peopleは2つの途を通じて平和をつくる主体になる。1つは、主権者、有権者として議会を動かし、政府を動かしていく側面。もう1つは、peopleが政府を経由しないで自分自身で活動する側面。これはNGO活動となります。

小泉首相は前文だけ読んで、あるいは自衛隊は9条に違反しないと考えるから、自衛隊を海外に派遣するのでしょうか、いまの自衛隊が9条2項に違反しないというのは、私はちょっと信じられない。ここは依然として大問題です。憲法学者の間でも、自衛隊あるいは必要最小限度の自衛力は9条2項に違反しないという見解は少数ながら有力なものですから、おそらくそういう考え方もあり得るでしょう。「戦力を保持しない」と

言ったときに、どのレベルまでならば戦力にあらず9条2項に違反しないのかわかりませんが、9条2項に違反しないある種の必要最小限度の自衛力はあるかもしれない。私はその考え方をとりませんが、そのように考える人がいても、それはあり得るだろうという気がします。軍事的な手段によって国際秩序や国際社会をつくることは、日本国憲法の方向性ではない、と私は考えています。しかし、もちろんそれは何もしないということの意味するわけではなく、日本の政府や市民は非軍事的な手段によって、前文の第2段落が言っているような国際社会、世界秩序をつくるために努力する責務があると思います。

## 平和学から日本国憲法を捉える

いま日本国憲法の平和主義について考えるにあたって、平和学の成果、認識に照らして日本国憲法を読む必要があると私は考えています。平和学の認識を得たあとで日本国憲法を読んでわかることは、日本国憲法前文と平和学の主張は響きあうということです。平和学では平和を直接的暴力と構造的暴力の克服として捉えますが、日本国憲法が考える平和もそれと同じことです。構造的暴力というのは1969年のガルトウングの論文で出てきた概念ですから、日本国憲法ができた1946年には構造的暴力という概念はまだありません。しかし、その概念を知ったうえで、もう一度日本国憲法を読んでみると、日本国憲法の前文が言っていることは、国際社会は構造的暴力を克服しようと努力しているということだと思えます。9条が言っているのは直接的暴力の克服です。

ガルトウングの話をし少しします。平和とは戦争がない状態だというのは、みんなそう思うわけです。ガルトウングは1969年に論文を書いて、平和を暴力から定義し直したわけです。平和とは暴力がない状態である。暴力を克服した状態が平和である。暴力には2つあって、1つは戦争とか、人を殴る蹴るという直接的、物理的暴力である。もう1つは構造的暴力である。構造的暴力とは何かと言うと、実は定義が難しく、不正義は何でもそこに入れてしまいそうです。ですから、批判する人もいます。

1960年代に国際平和研究学会という学会ができて、2年ごとに世界各地で大会を開いています。1968年の大会のときに、ダスグプタというインドの人がガルトウングに影響を与える報告をしました。彼の報告は“Peacelessness and Maldevelopment”というものでした。peacelessnessという言葉は、日本ではいろいろな訳し方をしますが、たぶん「非平和」と訳すのがいいだろうと思います。「平和ならざる」という意味です。maldevelopmentというのは間違った開発、欠陥のある開発、不良開発とかいろいろな言い方をしますが、mal-というのは不良とか、よくないという意味です。彼は「先進国に住んでいる人たちにとっては、戦争がなければ確かに平和だろう。でも、途上国は違う。インドでは、餓死だったり、飢饉だったり、あるいは政治的な弾圧だったり、さまざまな理由で戦争がなくてもおびただしい数の人が死んでいく。この死を止めなければいけない。戦争ではない理由でたくさんの方が死んでいくことを止めることも平和学の大きな課題だ」と言ったわけです。

これは決定的な指摘で、そのとおりだろうと思います。北の世界では戦争がなければ比較的平和になるのですが、そもそも戦争がなくとも平和を達成できない地域がある。だから、その地域の問題を考えなければいけないのだということを行った。翌年、ガルトゥングはこの主張を受けて、平和の概念を拡大・再定義して、構造的暴力ということを出したわけでは。

ですから、構造的暴力は北の世界では比較的改善されている問題なのです。構造的暴力の問題は他にもいろいろな言い方ができると思っています。憲法学の言葉で言えば、構造的暴力と言われている問題は全部人権侵害、人権保障の問題ですし、あるいは民主主義の不足という言い方もできます。平和学では、これを構造的暴力と呼ぶわけでは。構造的暴力という言い方は、確かに新しい視野を開くもので、これは非常によく使われて、いまでは社会科学における共有財産になっていると思っています。

ガルトゥングは1980年代末から、直接的暴力、構造的暴力に加えて、文化的暴力ということを出しました。最近のガルトゥングは直接的暴力、構造的暴力、文化的暴力という3つの暴力があると言っています。文化的暴力とは一体何を指しているのか。これは一番わかりにくいですが、文化的暴力とは暴力を正当化するような思想、文化、イデオロギーだという言い方をしています。したがって、いまのガルトゥングの理論では、平和は3つの側面——直接的平和、構造的平和、文化的平和——から考えることができるということになります。それぞれの暴力がない状態が平和である、私たちは3つの平和すべてをめぐしているということでは。

日本国憲法を読むと、ガルトゥングが言っていた構造的暴力を克服するというのは、まさに前文の第2段落に書いてあるのです。ガルトゥング自身が、日本国憲法の前文を読んで、これは私の言うとおりで日本の講演で言っています。

ガルトゥングは本当にブリリアントでシャープな人です。9.11も自分の理論で全部説明できるのです。9.11で攻撃されたのはニューヨークの世界貿易センターとワシントンのペンタゴン、国防総省です。世界貿易センターは構造的暴力の象徴で、ペンタゴンは直接的暴力の象徴だとガルトゥングは言います。あのテロでは構造的暴力の象徴と直接的暴力の象徴が襲われたのだと。それはアメリカが世界に対して——とりわけ南の世界に対して——はなはだしい暴力を行使するからだという話になるわけでは。ガルトゥングは自分自身の理論と関連づけて9.11をとらえましたが、確かにそういう面があると思っています。

日本国憲法の平和主義に戻りますと、9条が直接的暴力の克服で、前文が構造的暴力の克服だと思っています。両方を克服しようとしているわけでは。ですから、私は「非暴力平和主義」と呼びたいと思っています。日本国憲法の平和主義はよく「無軍備平和主義」とか「非武装平和主義」という言い方がされますが、もう少し広いのではないかと。直接的暴力だけではなくて、前文の第2段落が言っているような構造的暴力の克服も日本国憲法の平和主義に含まれていると思っています。日本国憲法の平和主義は、ガルトゥング的な意味で構造的暴力の克服も含めて「非暴力平和主義」なのではないでしょうか。

きょうは日本国憲法24条の話をあまりできませんが、私は憲法24条と9条をセットで見るべきだと考えています。前文と9条をセットで見、かつ9条と24条もセットで見る。24条が否定するものは家父長制です。24条とは家族圏における男性支配の否定です。ガルトウングの言葉で言うと、家父長制というのは文化的暴力だと思います。きょうの資料の中に24条についても入っていますので、ぜひご覧ください。

ロールズの『正義論』のところで1つ言い忘れたことがありました。ロールズの『正義論』は基本的に国内社会の議論をしていたわけですが、国際社会にロールズの正義論を拡大する理論があります。ジョン・ロールズの『正義論』は1971年に出版されました。ロールズは晩年には国際社会について少し触れるようになりましたが、彼の『正義論』はあくまでも国内社会の正義論です。いまプリンストン大学にいるチャールズ・ベイツという政治学者が1970年代末に本を書いている、彼がロールズの正義論を国際社会に拡大適用しました。この本は筑波大学の先生だった進藤栄一さんが『国際秩序と正義』という題名で岩波書店から翻訳を出しています。ロールズ正義論の格差原理から、もっとも恵まれない人たちの地位が改善されるような制度がつくられるべきだという主張が出てきますが、これは国内社会では生存権のような社会権の保障の問題になります。これを国際社会に拡大適用するとどうなるか。先進国から途上国への開発援助は地球規模の社会権だということになります。開発援助は北から南に対する恩恵ではなくて、南の権利であり、北の義務だということになる。ロールズ正義論を地球社会に拡大適用する議論は、いま非常に盛んに行なわれているところです。

## 人道的介入、保護責任、予防責任

きょうの私の具体的なテーマとして「人道的危機への非暴力的介入」という題名を挙げましたので、その問題について触れます。

寺島さんがおっしゃったように、1990年代の国際社会の問題として、旧ユーゴスラビアにおける内戦、ルワンダの内戦、虐殺、ソマリアや東ティモールの問題など、南の世界においてはなはだしい人権侵害やジェノサイド的な状況がありました。それに対して国際社会はどうするのかということが問われました。それはまさに地球的正義論の問題になってきます。そして、人権侵害やジェノサイドをとめるために、武力行使が必要だという議論が出てきました。例えば、ルワンダの場合、国連の関与が遅く、不十分で、虐殺を許してしまったという痛恨の念があるし、ユーゴスラビアも国連PKOがかかわったりもしたが、最後の段階ではコソボにおけるジェノサイド的な状況があった。それをとめるためにNATOがユーゴスラビアを空爆した。これは人道的介入だと正当化されました。あるいは、東ティモールが独立するときにやはり虐殺のような状況が起きて、それに対してどうするかという議論になり、オーストラリアがそこに介入していった。はなはだしい人権侵害が起こっているとき、あるいはジェノサイド的な状況に対して、どうするのかという問題提起がなされてきた。人権侵害をとめるために武力行使は必要ではないかという議論が起きたわけです。「人道的介入」という問題が1990年代に大きなテーマとして浮上してきたと思います。

冷戦期には、さまざまな紛争を米ソ核戦争にエスカレートさせてはいけないというのがまず至上命令としてありました。が、冷戦期においても、アメリカもソ連も途上国に介入していました。特にアメリカはラテン・アメリカに徹底的に介入しました。だから、冷戦期に介入がなかったということではなく、介入は一貫してあったわけですが、1990年代には冷戦とはまったく別に、諸地域の問題が出てきた。それに対してどうするかという議論がなされてきたわけです。介入と言ってもいろいろなレベルがありますが、最終的には軍事介入の議論になっていくわけです。これはまさに地球的正義論の問題だと思います。介入する権利や義務があるのだという議論がなされる。場合によっては、最終的には実力を伴う介入が義務だとか権利だという議論がなされるわけです。これをどう考えたらいいたろうかというのは大問題だと思います。それは日本国憲法「改正」論にとってもたぶん大問題だと思います。

それについては、きょうの資料の最初に「人道的介入と日本国憲法」という拙稿があります（全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題』日本評論社、2005年、145-149頁）。この問題について私なりにまとめたものです。キリスト教正戦論が関係してきますので、シーゲルさんの論文も引用しています。

国際法的に言うと、人道的介入の合法性は疑わしいです。見解が分かれています。国連憲章上には人道的介入というものはありません。それは国連憲章では根拠づけられません。国連憲章の2条4項で武力行使は禁止されています。例外として正当化されるのが安保理の軍事行動と安保理が活動するまでの間の自衛権の行使です。国連憲章はそういう構造を持っていて、基本的に加盟国の武力行使は全部駄目だと言っています。平和に対する脅威が生じたら、安保理が認定して、安保理が行動する。安保理が間に合わないときは、51条で暫定的な措置として自衛権の行使も認める。ところが、51条の自衛権を根拠にする武力行使がよくなされたのが国連の現実だったといえます。例えば、9.11後のアメリカのアフガニスタン攻撃もイラク攻撃も、アメリカは自衛権行使として正当化しています。

それに対して、特に1990年代のコソボ紛争の後、人道的介入が認められるべきではないかという議論が出てきました。国際法学者の間で、人道的介入は合法だという学説もありますが、合法というところでコンセンサスがあるほど意見は固まっていません。国際法学者の世界では、人道的介入は認められない、NATOのユーゴ空爆は国際法上違法であるという意見のほうが強いと思います。

しかし、コソボ紛争以降、これでは困るから、人道的介入について何らかの根拠づけをしてほしいというのが国連の意見で、介入と国家主権に関する国際委員会が2000年にできました。これはカナダ政府がイニシアチブをとって、カナダ政府がお金を出してつくった委員会です。この委員会は1年間の討議の後、2001年12月に“The Responsibility to Protect（保護責任）”という題名の報告書を出しました。この報告書が、いまの国際社会において、人道的介入に関する最も熟慮された標準的な見解だと思います。

この報告書の内容は次のように要約できます。すなわち、国家には住民を保護する責

任がある。国家がその保護する責任を果たせなくなったら、国際社会が介入する。基本的に内政不干渉という原則があるが、国家が保護責任を果たせなくなったら、介入がそれに優位する。国家が住民の生命を保護できなくなったら、国際社会が入っていかなければいけない。保護する責任には予防責任、対応責任、再建責任という3つの側面がある。紛争を予防する、あるいは人命に対する危機を予防する責任が一番大きい。それを果たしてもなお駄目ならば、緊急事態に対応する責任がある。対応責任は最終的には軍事介入もあり得る。さらに軍事介入した場合には再建する責任がある。こういうものです。

私は軍事介入の責任や権限があるとは思いませんが、順序として予防責任がまず大事だというのはそのとおりだと思います。問題は、予防責任を本気で果たす気があるかどうかということです。この報告書は、最終的に軍事介入もあり得ると認めています。どういう場合に軍事介入があり得るかと言うと、昔からキリスト教正戦論が議論してきた6つの要件というものがありますが、それをそっくり挙げています。これは昔から同じで、正当な理由、正当な動機、最後の手段、手段の均衡性、成功の見込み、正当な権威という6つが正しい戦争の基準です。人道的介入もこれら6つの基準を満たせば正当化されるということになります。そして報告書は、軍事介入は安保理がやるべきだ、安保理が承認しなければいけない、ただ、安保理が行動できない場合、加盟国が単独で行動することはとめられない、と言っています。そうなったら、国連の権威は丸つぶれだから、安保理はしっかりしろという話です。

この報告書の影響は大きいです。アナン国連事務総長は基本的にこの線で考えています。人道的介入の問題については、この報告書の内容が国連の考えだといえると思います。国連改革がいま問題になっていて、3月21日にアナン事務総長の提案書が出ました。日本では、国連改革のアナン提案がきちんと報道されていなくて、安保理常任理事国入りだけが問題になっていますが、アナン提案は非常に包括的なもので、いまの国連をどのように改革すべきかについてかなりいろいろなことを言っています。その中で、人道的介入の基準についてもこの報告書に基づく提案をしています。

ついでに申し上げますと、アナン提案の中心は南北問題です。世界の問題の中で、一番大きいのはやはり開発です。そして、最後に組織改革として安保理の拡大というテーマが入ってきます。制度改革に関してアナン提案が言っているのは、信託統治理事会の廃止、敵国条項の廃止、人権理事会の設置です。国連創設60周年を迎えて、もう役割を終えたと思われる信託統治理事会を廃止し、敵国条項はもう現実的でないから廃止し、人権委員会を理事会にするという提案をしています。安全保障理事会、経済社会理事会、そして人権理事会と、理事会としては3つ目です。アナン提案の中には国名は入っていませんが、安保理の常任理事国をいまの5カ国に6つ足すという提案が入っているわけです。

話をもとに戻します。この『保護責任』報告書について、どう考えたらよいでしょうか。まず第1に、人道的介入というのは常に北から南に向かっていきます。保護責任ということを使うのは特に問題はないかもしれませんが、問題なのは、ある国家が保護責任

を果たせなくなるのはなぜかということです。保護責任を果たせなくなる国家というのは、いわゆる破綻国家です。なぜそうなるのかというところに一番の問題があります。一部の国家が保護責任を果たせなくなるような国際秩序をどうするかというところが根源的な問題だと思います。武力介入するかどうかではなくて、すべての国家が保護責任を果たせるような国際秩序をつくれるかどうか、まず大きなテーマだと思います。それは軍事問題ではなくて、開発問題になってくると思います。この問題にはこの報告書はあまり敏感ではないのです。

第2に、予防責任が大事だというのはそのとおりですが、言葉だけでなく、本気で実行せよということです。国連の政策、あるいは各国政府の政策において、紛争予防にどれくらい重点を置いているか、紛争予防のためにどれくらいの予算をあてているか、それが問われます。

第3に、報告書はキリスト教に由来する正戦論で人道的介入の根拠づけをし、6つの基準で人道的介入を制約しようとするのですが、これが機能するかどうか、私にはわかりません。絶対平和主義の立場からすれば、軍事介入は認め難いです。

予防責任を果たすにあたって、私はNGOの役割が大きいと思います。各国政府の政策も国連の政策も重要ですが、紛争の悪化を防ぎ、はなはだしい人権侵害を防ぐために、一番有効なのはNGOの活動だと思います。いろいろな種類のNGOが活動しています。まず、アムネスティ・インターナショナルやHuman Rights Watchのような人権侵害を監視するNGOがあります。アムネスティ・インターナショナルやHuman Rights Watchは毎年、世界の人権状況に関する報告書を出していて、どこでどういう人権侵害が起きているか、絶えず国際社会に発信しています。こういう監視型のNGOの活動は、予防責任を果たすという意味で重要だと思います。

それから、国境なき医師団や世界の医師団というような、紛争地で緊急医療援助をするNGOの活動もあります。あるいは、日本国際ボランティア・センターやピースウィンズ・ジャパンのような、紛争地に緊急人道援助をするNGOがあります。あるいは、中村哲さんのやっているペシャワール会のような、難民を支援するNGOもあります。

私自身がかかわっているものとして、非暴力的介入のNGOがあります。これは、紛争地からの依頼によって、紛争地に非武装の多国籍の市民チームを派遣するNGOです。派遣されるメンバーは事前に十分なトレーニングを受けます。紛争地に入っていく外国人のチームメンバーは、武器を使わずに現地の人権活動家や弁護士のボディガードをしたりします。多くの紛争地において、武装集団は自国民に対しては殺害を躊躇しませんが、外国人に対しては抑制があります。外国人を殺してしまうと、それが外交問題、国際問題に発展するおそれがあるからです。外国人のボディガードは有効なのです。紛争地に入っていく外国人のチームはいわば「国際社会の目」であり、彼らがそこにいることは「国際社会が見ているぞ」というメッセージであるといえます。このように、紛争地において外国人の存在が抑止力になるというのが非暴力的介入のNGO活動の基礎です。軍隊の抑止力ではなく、国際社会の目という抑止力に基づくわけです。この種類の

NGOは1980年代から世界で活動してきました。

非暴力的介入のNGOとして一番有名なのは、1981年に設立された国際平和旅団（Peace Brigades International, PBI）というNGOです。PBIは2001年にノーベル平和賞にノミネートされています。私がかかわっているのは、非暴力平和隊（Nonviolent Peaceforce, NP）というNGOで、これはPBIの影響を受けて2002年に設立されたPBIの妹というべきものです。PBIは過去20数年間、グアテマラ、ハイチ、エクアドル、コロンビア、スリランカなどにチームを派遣して、一定の成果を挙げてきました。非暴力平和隊は、2003年からスリランカにチームを派遣しています。現在、世界各国から来た約30名のメンバーがスリランカ各地に入って行って、暴力を抑止するための活動をしています。

非暴力平和隊の活動を紹介するビデオがありますので、ここでちょっとご覧ください。

#### <ビデオ鑑賞>

以上、まとまりがない散漫な話になってしまって恐縮です。ご静聴どうもありがとうございました。